

25 台台健予第 273 号
平成 25 年 4 月 30 日

台東区内
各医療機関御中

台東区台東保健所長
矢内 真理子
(公印省略)

鳥インフルエンザ (H7N9) を指定感染症として定める等の政令の施行等について

平素より台東区の公衆衛生行政についてご協力いただき、誠にありがとうございます。

鳥インフルエンザ A (H7N9) については、今年 3 月 31 日に中国政府が 3 名の感染者を公表して以降、多くの発生事例が報告され、パンデミックを起こす可能性は否定できないとの報告がなされています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省健康局長より、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備するとともに、仮に人から人へ持続的に感染することとなった場合の迅速な情報把握及び対応を可能とする等のため、鳥インフルエンザ (H7N9) を指定感染症及び検疫感染症として定めるための下記の政令等を平成 25 年 4 月 26 日に公布し、平成 25 年 5 月 6 日より施行するとの通知がありました。

また、厚生労働省健康局感染症課より国立感染症研究所感染症疫学センターによる、「鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症に関する臨床情報のまとめ」について情報提供がありました。まとめの内容については、下記の国立感染症研究所 HP に掲載されておりますのでご覧ください。

記

1. 改正する政令等

鳥インフルエンザ (H7N9) を指定感染症として定める等の政令 (平成 25 年政令第 129 号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令
(平成25年政令第130号)

検疫法施行令の一部を改正する政令 (平成25年政令第131号)

鳥インフルエンザ (H7N9) を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症
の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令 (平成
25年厚生労働省令第62号)

検疫法施行規則の一部を改正する省令 (平成25年厚生労働省令第63号)

2. 国立感染症研究所 HP

「鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症に関する臨床情報のまとめ」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu-a-h7n9/2273-idsc/3492-clin-info.html>

【お問合せ先】

台東保健所 保健予防課 感染症対策担当

TEL 3847-9467 / FAX 3841-4325